

## 博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名 山田 祐紀  
学位 博士（文学）  
学位記番号 新大院博（文）第65号  
学位授与の日付 令和4年3月23日  
学位授与の要件 学位規則第3条第3項該当  
博士論文名 近代越後平野における割地制村落の民俗学的研究

論文審査委員 主査 准教授 飯島 康夫  
副査 教授 堀 健彦  
副査 准教授 中村 元

### 博士論文の要旨

本論文は、村落として土地を共同管理し構成員の権利の持ち分に応じて分割して耕作地を定め、一定年ごとに耕作地を交換する割地慣行を近代以降も存続させた越後平野の村落を対象として、割地の実態を復元するとともに、近代的土地所有制度に抗ってまで割地慣行が実施されてきた背景と、そこに見られる在地の論理を明らかにすることを目的としている。そのために民俗学的手法である聞き取り調査を基本としつつも、地域に残る文書資料や絵図・地図等の多様な資料を活用して分析を展開している。

本論文は、以下のとおり構成されている。

序章では、本論文における研究の背景について記述し、先行研究の検討を行い、本論文で明らかにしようとする課題とその研究手法、論文の構成について述べている。

I部では、潟縁の低湿地に位置し、冠水害の著しかった村落を対象にした分析が行われる。第一章では、潟縁の低湿地という自然環境とそこで展開する生業形態について叙述した後、割地における土地配分の権利の持ち分を表す軒前による村落の階層について述べ、地租改正後も割地慣行が昭和11年まで行われていたことを文書資料から指摘する。また、軒前が土地の割替えのときのみ機能するのではなく、区費や普請に出役する人夫数の基準となるなど村落運営の中で重要な権利義務の基準として機能していたことを明らかにしている。

さらに聞き取り資料と地域に残存する割地慣行実施時の資料、および絵図・地図などから、割地慣行における耕地片の区画の形態や、それに対応するくじによって耕地片に個々の耕作者を割り当てる方法を詳細に復元・分析する。その結果、割替え範囲を区画する泥土の畦畔、割替え単位の耕地片を区画する植物の畦畔、さらに耕地片の中の複数の耕作者の耕作範囲を区画する境や

ナギというように異なる素材によって土地が入れ子構造的に区分されていることを解明している。

I部の第二章では、第一章と同じ村落における昭和初期の耕地整理事業を分析対象としている。耕地整理に伴って行われた換地選定が、割地慣行における割替えと同じように軒前によるくじ引きによって実施されたことを明らかにし、それは割地慣行と軒前によって耕作と生活の保障を担保してきた村落の人々が、圃場整備にあたってはなおその自然環境下で割替えによる耕地の復旧を潜在的に可能にするためだったと分析する。さらに土地改良後は、生産環境の改善によって耕地の個別所有が可能となることで、割地慣行と軒前は不要となったと述べる。

II部では、河川による水害常襲地である2つの村落を対象として分析が行われている。II部の第一章では、近代以降も行われてきた割地慣行が、河川の氾濫による耕地流失の恐れのある環境に適応するためであったことを村落の自然環境と生業から指摘し、I部と同じ手法により割地の具体的な方法について復元し分析している。また、割地における権利の持ち分である軒前（鋤前）は、いずれの村落でも村落運営における権利義務の基準として機能しているが、村落によってその適用範囲が異なることが指摘されている。

II部の第二章では、第一章で取り上げた村落において、割地慣行の廃止後に行われた土地改良事業を分析対象としている。それまで生産存続のために行われてきた割地慣行における土地の「共有性」が、経営合理化の障害として否定されて割地の廃止に至った一連の動きを村落の存続戦略の転換であったと指摘する。一方で、圃場整備で残された土地を改めて村落の「共有地」として位置づけたことを、割地慣行を支えた土地に対する観念と近代的土地所有観念の調整を図ったものだったと分析している。

以上の考察に基づき、終章では、近代以降も継続されてきた割地慣行の事例を比較・総合し、水田畦畔と軒前の類型化を行い、その重要性を述べている。さらにその類型と立地条件との相関関係を指摘し、同じ水害常襲地の村落において生産・生活保障のために実施されてきた割地慣行が共通性を持ちつつも村落ごとに異なるのは、それぞれの自然環境における生業のあり方の違いがもたらす土地に対する考え方の相違によると結論づけている。

#### 審査結果の要旨

本論文は、越後平野の一部の村落で近代以降もなお維持されてきた割地慣行の実態を解明し、水害常襲地の不安定な土地条件の下で、耕作の保障と生活の安定を得るための方法として割地慣行を選択してきた村落の論理を明らかにしており、これまでの割地研究をさらに深化させるものと高く評価しうる。特に以下の諸点が注目される。

まず、割地慣行の実態について、先行研究では十分に明らかにされてこなかった割替えの具体的な土地分割の方法や畦畔を含めた耕地区画の存在形態を、民俗調査による聞き取り資料と、地域に残る文書資料や絵図・地図類の解析結果を照合する緻密な作業と分析によって解明した点である。今後の割地研究の基礎ともなるべき方法と成果として高く評価しうる。特に瀧縁の低湿地の水田耕作に適合した畦畔の形態と割地慣行の結びつきを明らかにしえたことは大きな功績である。

次に、これまでの割地研究では耕作権としてのみ扱われてきた軒前について、村外地主に軒前を譲渡して小作となってもなお村落内ではその軒前が維持され、村落運営における権利義務の基準として機能していたことを明らかにした点である。割地における権利の持ち分としてだけではない軒前の社会的な機能を示しえたことは、割地慣行を有した村落を考究する上で重要な観点を提供するものと評価しうる。さらに村落によって、軒前の機能する範囲が異なることを土地の不安定度（立地条件）との関係から論じた点も本論文のひとつの成果である。

しかしながら、地主小作関係における軒前の特殊な性格については、概念化が必ずしも十分ではなく、解明しつくされたとはいいがたい。また、村落運営における軒前の権利義務の基準としての適用範囲と立地条件との相関関係についても、なお検討の余地がある。しかし、これらの点は本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろ今後の割地研究の新たな課題と展望を示した点として積極的に評価しうるものである。

なお、本論文は、民俗学の観点から、近代以降の割地慣行の実態とそれを実施してきた村落の論理を分析しており、博士（文学）の学位を授与することが適切であると判断した。

以上の審査結果から、本論文審査委員会は、全会一致で、本論文が博士論文としての水準に達しており、博士（文学）の学位を授与するに値するものと判断した。